

大野城市介護人材確保初任者研修受講費補助事業実施要綱

令和8年3月25日

要綱第26号

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）を修了し、市内の介護事業所等（以下「介護事業所等」という。）に就職した者に対して、初任者研修の受講に要した費用を補助することにより、介護事業所等における人材を確保することを目的とする。

(補助の対象となる受講費等)

第2条 補助の対象となる受講費（以下「受講費」という。）は、都道府県知事の指定を受けた介護員養成研修事業者の実施する初任者研修の受講に要した費用のうち、次に掲げる給付金等を控除した額とし、予算の範囲内で補助（以下「受講費補助」という。）する。ただし、5万円を限度とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の教育訓練給付金
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の自立支援教育訓練給付金
- (3) その他補助対象研修に係る他の給付金

(受講費補助の対象者)

第3条 受講費補助が受けられる者（以下「受講費補助対象者」という。）は、初任者研修を修了後、6月以内に介護事業所等に介護職員として就職し、かつ、同一事業所に6月以上就労した者とする。なお、補助金の交付決定日に当該介護事業所等に在職している者を対象とする。

(受講費補助の申請)

第4条 受講費補助対象者は、補助金の支給を受けようとするときは、第3条に規定する受講費補助の要件を満たした日から1年以内に、大野城市介護人材確保初任者研修受講費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申告書（様式第2号）
- (2) 修了証明書（様式第3号）又は初任者研修実施主体が発行した修了証
- (3) 在職証明書（様式第4号）

(4) 受講費の領収証の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(受講費補助の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、大野城市介護人材確保初任者研修受講費補助金交付可否決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(受講費補助の補助金の請求)

第6条 前条の規定により受講費補助の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、大野城市介護人材確保初任者研修受講費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(受講費補助の補助金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、速やかに補助決定者に大野城市介護人材確保初任者研修受講費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に初任者研修を修了した者に対して適用する。

(大野城市介護職員初任者研修受講費助成事業要綱の廃止)

2 大野城市介護職員初任者研修受講費助成事業要綱（平成22年要綱第15号）は、廃止する。